

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成28年2月29日(月) 午前10時
富岡町郡山事務所 桑野分室

開議 午前9時57分

出席委員(13名)

委員長	渡辺英博君	副委員長	安藤正純君
1番	堀本典明君	2番	早川恒久君
3番	遠藤一善君	4番	宇佐神幸一君
5番	渡辺光夫君	6番	山本育男君
7番	高野泰君	8番	黒沢英男君
9番	高橋実君	10番	渡辺三男君
11番	三瓶一郎君		

欠席委員(なし)

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事官兼者	斉藤真一君
総務課長	伏見克彦君
人事課長	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事官兼長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事官兼長	横須賀幸一君
産業振興課長	菅野利行君
参事官兼農業委員会事務局長	阿久津守雄君

復興推進課長	深	谷	高	俊	君
復旧課長	三	瓶	清	一	君
参考事	郡	山	泰	明	君
教育総務課長	石	井	和	弘	君
いわき支所長	渡	辺	弘	道	君
参考事 大玉出張所長	三	瓶	保	重	君
参考事 生活支援課長	林		志	信	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君
安原対 全子策	遠	藤		淳	君

職務のための出席者

議	長	塚	野	芳	美			
事務	兼事務	議務	會長	佐	藤	臣	克	
會務	事務	關係	局長	大	和	田	豊	一
會務	事務	關係	局任	藤	田	志	穂	

説明のため出席した者

代表執行役副社長	石	崎	芳	行	君
福島復興本社代表					
兼福島本部長					
兼原子力・立地本部副本部長					
福島復興本社復興部長	岡	田	健	治	君
福島本部復興室長					
推進室長					
福島復興本社復興部長	塩	原	秀	久	君
福島本部復興室長					
推進室副長					
福島復興本社部談長	茨	木	久	美	君
福島本部償相所長					
福島補償一センタ					
福島復興本社部談長	星		秀	俊	君
福島本部償二部長					
福島補償二センタ					

福島第二原子力
発電所副所長

佐 藤 隆 之 君

付議事件

1. 原子力発電所通報連絡処理（平成27年11月・12月・平成28年1月分）について
2. 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
3. 福島第一原子力発電所事故当時における通報・報告状況について
4. その他

開 会 (午前 9時57分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺英博君） 皆さん、おはようございます。定刻より若干早いですが、全員そろいましたので、ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は13名、全員であります。

町執行部からの出席者は、町長、副町長、教育長、安全対策課長ほか各課の長であります。また、本日は説明のため、東京電力より石崎代表を初め担当者の方においていただいております。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、同庶務係長であります。

それでは、ここで本委員会に町長が出席しておりますので、町長よりご挨拶をいただきます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、改めましておはようございます。本日の原子力発電所等に関する特別委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

福島第一原子力発電所構内の廃炉に向けた取り組みであります、1号機原子炉建屋カバー解体における作業状況につきましては、ダスト飛散抑制対策の一つである散水設備施設の支障となる鉄骨等の撤去が2月3日に完了し、現在散水設備設置のため飛散防止剤の散布などが行われております。

なお、2号機においては、大型重機などを設置する作業エリアを確保するため、作業に支障となる周辺建屋の解体、3号機においては、使用済み燃料プールからの原料取り出し用カバー及び燃料取り扱い設備の設置に向け、オペレーションフロアの除染作業を実施するなど、燃料取り出しに向けた取り組みが進められております。しかし、燃料取り出し作業が進む中、海側遮水壁の閉合作業の完了によって、港湾内海水中の放射性物質濃度の低下が確認されているものの、原子炉建屋への地下水流入量は閉合前よりも増加しており、結果汚染水が増加している状況となっておりますが、地下水流入量を減少させるための陸側遮水壁については、工事が2月9日に完了し、海側からの段階的な凍結に向け2月22日に変更認可申請が原子力規制庁へ提出されております。引き続き、町としても、安全かつ確実に廃炉作業が実施されるよう関係機関と連携し、厳しく監視を行ってまいりたいと考えております。

さて、本日の委員会は、平成27年11月から平成28年1月の通報連絡処理の説明、また中長期ロードマップに基づく廃炉作業の進捗状況について東京電力より説明がありますので、委員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶といたします。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、原子力発電所通報連絡処理（平成27年11月・12月・平成28年1月分）についてを議題といたします。

安全対策課長より説明を求めます。

安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） おはようございます。原子力発電所通報連絡処理については、担当の遠藤係長より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 遠藤係長。

○安全対策課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） では、済みません、着席してご説明させていただきたいと思います。済みません、皆さん、改めましておはようございます。

それでは、原子力発電所通報連絡処理、平成27年11月から平成28年1月分についてご説明をさせていただきます。お配りしております資料の1ページをお開きください。福島第一原子力発電所からの期間中の通報件数は、下表のとおり1,054件となっており、そのうち原子力災害対策特別措置法25条による通報が794件となっております。

それでは、通報内容の主なものをご説明させていただきます。初めに、ナンバー2についてご説明いたします。平成27年11月5日午前零時9分ごろ、2号機タービン建屋に設置されている滞留水移送設備の漏えい検知機が作動し、その後の現地確認の結果、滞留水移送配管の下部に設置してある約2メートル掛ける5メートル掛ける5センチの堰内に高さ2センチの水たまり、堰外に約5メートル掛ける5メートル掛ける1ミリメートルの水たまりが発見されました。確認された水たまりは、2号機タービン建屋内にとどまっており、環境への影響はないとされております。水たまりが確認された箇所の上部にある4本の滞留水移送配管において、ろ過水による漏えい試験を実施したところ、1本の配管から水の漏えいが確認され、また漏えい箇所近傍にある配管貫通部のシールプレートやコーリング材を剥がし目視確認をしたところ、親指程度のへこみがあり、表面には亀裂があることが確認されております。この亀裂は、当該配管施工時に使用した白熱型投光器の照射熱によるポリエチレン管の損傷によるものと判明しております。原因といたしましては、ポリエチレン管上部近傍に白熱型投光器を設置後、次第に固定が緩み、ポリエチレン管上部に落下し、溶け、損傷したものであり、この事象以降ポリエチレン管敷設エリアでの白熱型投光器の原則使用禁止や、社内及び協力企業への情報共有を徹底するなどの対策が講じられております。

なお、損傷した配管については、通水試験等を実施し、異常のないことを確認し、平成27年12月7日に系統への復旧がなされております。

続きまして、ナンバー5についてご説明いたします。平成27年11月19日午後1時9分ごろ、免震重要棟遠隔監視室において地絡警報が発生し、免震重要棟1階電源室の地絡電流制限抵抗器より発煙が確認されております。地絡警報発生後、負荷遮断器開放のため、午後2時14分、2号機使用済み燃料プール代替冷却系及び午後2時39分、窒素ガス分離装置の負荷を停止しておりましたが、予備電源切りかえ作業が完了したことから、2号機使用済み燃料プール代替冷却系を午後3時54分に起動し、午後4時15分に異常のないことが確認されております。また、午後4時36分に別系統の窒素ガス分離装

置が起動され、窒素封入が実施されております。

なお、原因につきましては、作業員によりトラロープ用鉄製のピンを誤って高圧ケーブルに刺したことによるものであり、事象の要因として、工事担当者は類似災害事例の十分な理解をしておらず、作業員においては類似災害事例について理解していたものの、高圧ケーブルの注意喚起表示が近くにありながら危険とは思わずピンを打ち込むなど人的要因によるものや、東京電力においては施工計画の段階から高圧ケーブルを含む重要設備の種類、位置の把握や必要な防護対策を実施するとともに、重要設備に関する情報を正確に共有することができなかつたことなど管理的要因もあることから、作業開始前においてハザードマップを用いて現場を確認するなど、1F特有の危険性に関する認識向上のための対策を講じることとしております。

次に、福島第二原子力発電所の通報実績についてご説明させていただきます。資料の2ページをお開きください。福島第二原子力発電所からの期間中の通報件数は、下表のとおり23件となっております。

では、ナンバー1についてご説明いたします。平成27年7月27日に発生した1号機主排気ダクトと関係排気筒入り口放射線モニターの配管接続部からの建屋換気空調系の空気の漏えいが確認された事象を踏まえ、平成27年8月17日より点検が開始され、平成27年11月11日に全ての点検作業が完了したとの報告を受けております。点検の結果、点検対象箇所51カ所中、合計4カ所から空気の漏えいが確認されております。

なお、これらの原因を調査するため、平成28年2月23日より配管貫通部のロックナットを緩め、主排気筒管台及び既設ガスケットの状態を外観目視にて点検し、管台に異常がない場合はガスケットを交換し、復旧を行うこととしております。

以上が福島第一及び福島第二原子力発電所からの平成27年11月から平成28年1月分の通報実績となっております。

なお、資料の3ページから11ページに福島第一の通報内容、また12ページに福島第二の通報内容を掲載しております。また、13ページに期間中の発電所状況確認の内容を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

私からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、質疑を終わります。

以上で付議事件1を終了いたします。

次に、ロードマップの進捗状況について東京電力に説明を求めておりますので、直ちに入室を許可いたします。

暫時休議します。

休 議 (午前10時09分)

再 開 (午前10時12分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

付議事件2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についてを議題といたします。

説明出席者はお手元に配付した名簿のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、東京電力（株）石崎代表よりご挨拶をいただき、その後簡単に担当者に紹介をお願いいたします。

石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） おはようございます。本社代表の石崎でございます。まずは、今なお皆様方に私どもの原発事故で大変なご迷惑をおかけし続けていることを改めまして深くおわび申し上げます。

そういう中、こういうお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。そして、先日でございましたけれども、事故直後の私どもの通報のあり方について新しい事実がわかりました。炉心溶融ということで、その判断が結果としておくれたということ。そしてまた、通報のあり方も含めて公表のあり方について大変な疑義を生じるような結果となってしままして、本当に申しわけなく思っております。事故当時のいろいろ混乱状況の中で、なぜこういうことが起きたのかということは、しっかりと調査をして、そして検証して、原因を追求しなければいけないということで、今第三者にも入っていただいて、しっかりとした調査をする体制を整えているところでございます。なるたけ早くその結果をまたこういう場でもご報告をさせていただきたいと思いますけれども、今そういう動きがあるということで、本日のところは申しわけありませんけれども、とにかく二度とそういう通報関係公表関係でもご迷惑をおかけしないようにこれからもしっかりとやってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、実はきょうひとつ、話は変わりますけれども、来週私ども復興本社、今Jヴィレッジに50人ほどおりますけれども、その者たちが3月7日から富岡町でお世話になっております浜通り電力所の2階で勤務を開始させていただきます。その7日には、マスコミの方にも開所式を公開するということを考えておりますので、ちょっとご承知おきいただきたいと思います。浜通り電力所の所員が約30名、そして復興本社から50名から80名参ります。ですから、100人ぐらいの人数が浜通り電力所で富岡町の皆さんにお世話になることになりますので、これからもぜひよろしくお願ひしたいと思います。私ども、とにかくまずは富岡町に入れていただいて、そこでしっかりと元気に働くということが少しでも富岡町や周辺の皆さんのご期待に沿えるようにという思いでこれからも精いっぱいやってま

いりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、本日よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○委員長（渡辺英博君） 簡単に自己紹介をお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（岡田健治君） 東京電力福島復興本社福島本部復興推進室の岡田でございます。前回に引き続きまして、出席をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 復興推進室の塩原と申します。後ほど廃炉の状況につきましてご説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター所長（茨木久美君） 郡山補償相談センターの茨木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター部長（星 秀俊君） 郡山補償相談センターの星と申します。よろしくお願ひします。

○福島第二原子力発電所副所長（佐藤隆之君） 福島第二原子力発電所の佐藤と申します。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、早速付議事件に関する説明を求めます。

はい。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） それでは、お手元にありますA3の資料でございますけれども、廃炉汚染水対策の概要、こちらにつきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますけれども、こちらは従来と同じようなフォーマットでございまして、上の段に廃炉のステップ、また下段のほうに汚染水対策の話が書いてございます。

上段につきましては、大きく進捗はございませんが、下のところ、汚染水対策でございます。こちらにつきまして、左側に3つの方針に基づきます9つの対策が書いてございますが、こちらにつきまして、工事そのものにつきましては、ほぼほぼ終了したという段階になってきたのかと思ってございます。

下の段の右側のほう見ていただきますと、上のはうにALPSがありまして、その下に凍土方式の陸側遮水壁と書いてございます。裏面でもご説明しますけれども、こちらにつきまして全ての工事が終わったという状況になってございます。また、一番下でございますけれども、海側遮水壁でございます。こちらにつきましては、既にご存じのとおり昨年の10月に完成しまして、現在海側と陸側の地下水の行き来がないような状況をつくり上げたという状況になってございます。

それでは、次のページをめくっていただきたいと思います。こちらがこの1ヶ月間での進捗につきまして取りまとめたものになります。まず、左上のほうからでございますけれども、1号機原子炉建屋の話でございます。こちらにつきましては、建屋カバーがございまして、屋根パネルを外したとい

う状況でございます。現在は何をやっているかといいますと、万が一風が吹きましてダストが飛ぶような状況になりましたら、緊急で水をまく散水装置を取りつけるための準備をしております。その際に邪魔になります支障鉄骨、これの取り外しが終わった段階になってございます。散水装置につきましては、2月4日からその作業を順次開始しました。まだ本体ではございませんけれども、その準備を進めているという状況になってございます。引き続き、安全第一で取り組んで対応していきたいと考えております。

上段中ほどでございますけれども、1号機タービン建屋の循環水ラインからの切り離しと書いてあります。ちょっと言葉だけではわかりづらいのでございますけれども、現在建屋の周りサブドレンというものをつくりまして、地下水の水位を下げてございます。順調に下げてございまして、今原子炉建屋とタービン建屋の貫通部のレベルより若干高いところでございます。地下水が高いところでございます。徐々に地下水も下げまして、またタービン建屋、原子炉建屋の水位の滯留水も下げていきます。それを下げますと、そのタービン建屋と原子炉建屋の貫通部よりも下まで下がるというふうなことが見込めます。この見込めるのが3月ごろになりますと、これができると循環ライン……循環ラインといいますのは、汚染水をくみ上げて浄化してまた炉心に注水するというラインでございますけれども、こちらを原子炉だけで貰える。タービンは、隔離できるという状況が達成されると考えてございます。そうしますと、タービン建屋につきましては、わずかではございますけれども、まだ地下水が入ってございます。そういうことで、放射能の濃度がだんだん下がってきます。くみ上げできまして、最終的には水を抜き取るというステップになっていくのかなという状況でございます。これが切り離しの話でございます。

上段右側でございますけれども、こちらは前のページでご説明したとおりでございます。陸側遮水壁の海側の工事が終了したという状況でございます。今後規制庁とのご相談になりますけれども、凍結に向けて作業が進められるということです。なお、凍結につきましては、初めに海側1辺と陸側の幾つかを凍らせまして、最終的に山側のあいたところも凍結するというステップでいきたいと考えております。これは、地下水と建屋の水位が逆転しないために、万が一でも起こらないようにということで、海側から先に凍結するということでございます。

その下でございますけれども、大型休憩所内にコンビニを開店するということでございます。あすから休憩所の2階にローソンが入るということでございます。これによりまして、作業者の利便性がさらに高まると考えているものでございます。

その下でございますけれども、雑固体焼却設備、その運用を開始しますということでございますが、現在はホット試験、放射性物質を含みます廃棄物の焼却試験を実施している状況でございます。

下の段、中ほどでございますけれども、K排水路のつけかえ工事の話でございます。こちらにつきましては、従来から今年度中に何とか完了させたいという話でございますけれども、3月に完了する見込みができたという状況でございます。

最後になりますけれども、下の段左端でございますけれども、敷地境界の線量率1ミリシーベルト未満達成と書いてございます。昨年末までに2ミリシーベルト、今年度末までに1ミリシーベルトにしますという話を国等にお約束しておりましたけれども、今年度の目標であります1ミリシーベルトにつきまして達成できる見込みが出たということでのご報告であります。これは、タンクに貯蔵されております汚染水の浄化等々を進めた結果、そのようなことになったということでございます。

あと幾つか、あと2点ばかり追加でご説明させていただきたいと思います。ページをめくっていただきました、8分の6ページ、左側一番下のところでございますけれども、循環ループ縮小化工事の概要状況と書いてあります。こちらにつきましては、建屋内の汚染水につきまして、サリーキリオン等で浄化した後、一部は35メートル板のタンクに移送させまして、そこから原子炉のシエステに送りまして、そこから注水したということでございますけれども、そのループが非常に長いということで、それを短くするという作業準備をしてございました。右側上のほうに書いてありますけれども、その循環ループ、2行目ですけれども、従来は3キロほどあったものをこれを0.8キロに縮小するという工事進めてございました。国のご了解をいただきまして、最終的な工事ができることに1月18日の認可をもってなりました。現在その最後の工事を進めているという状況でございます。これが1点でございます。

もう一点は、8分の8ページになります。左側でございますけれども、矢羽が5つあります、その3つ目でございます。管理対象区域の区域区分及び放射線防護装備の適正化の運用についてということでございます。こちらにつきましては、発電所の中、ケーシング等いろいろやりまして、かなりきれいになってきたという状況でございます。その結果、エリアを区分に応じた防護装備を用いることによりまして、作業者の負荷の軽減をするということであります。原子炉周り等は非常に高いので従来と同じでございますが、それ以外につきましては、その中間的なものにつきましてはもう少し簡略したもので、さらに外側になりますと、普通の我々が今着ておられますような作業服等で仕事ができるような形に持っていくことをあります。3月からそのような区分に応じた防護装備で仕事できるような環境を整えていきたいというものです。

ご説明としましては、以上であります。

○委員長（渡辺英博君） それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 凍土遮水壁に関しては、この富岡町の原特の委員会でも建屋から水が漏れないようにできるのかということを何度も、何度も話があったかと思うのですけれども、そのたびに大丈夫です、大丈夫ですというような形で進んできたわけですけれども、結果的に国の許可をおりる段階になって、大丈夫ですが相当不安な状態でこちらにいろんなふうに伝わっているのですが、結果として山側から凍らせるのではなくて、海側から凍らせるということなのですが、その辺の経緯をもう

少し、結局出てくるのが怖いということは、どこから出てくるかがわかっていないからということなのかなというふうに、それはもう前からこの特別委員会でも言っていると思うのですけれども、最終的にはどういう経緯とどういう形で部分的にすれば大丈夫になったのかというところをもう少し詳しく教えていただけますか。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） ありがとうございます。従来私ども山側から凍結するということを言っております。それはどういうことかといいますと、できるだけ地下水を下げたいということでございました。それでも、十分に建屋の水位とバランスがとれるというふうに思ってございましたけれども、我々の想定を超えて地下水が下がることにつきまして、全くないとは言い切れないということを前提にしまして、まずは地下水をちょっと上げましょうということ。海側に先に凍結しますと、そこにダムのような形になりますので、地下水が上がってまいります。上がってまいりまして、それを確認したらば、今度は山側の遮水壁を凍らせる。その上で、今度は閉ループになりました陸側遮水壁の中の水のほうを徐々に、徐々に下げていくということでございます。

従来からもできるとは思ってございましたけれども、完全に万が一ということがないのかということに応えるために、海側を閉じてダムのような形にして地下水を高くするということでございます。そういうご指摘を規制庁のほうからいただいたおりましたので、それに従った形で対応するということを決定したということでございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 説明を聞くと何となくわかるような気がするのですが、我々も心配していたのはどこからその水が、地下水が中に入っているのかがわからない。それも、いつまでというか、この段階でも結局わかっていないから、規制委員会のほうもわかっていないので、リスクを考えてそれを最大限するということになったのかなと今の話を聞いていると思うのですが、もう本来一つの方法ではなくて、はなから2つの方向でちゃんとその場合、わからない場合どうするかということをきちんと計画を立ててパターンを決めてやっていれば、こんなに凍土遮水壁ができ上がってもなかなか運用に許可がおりないとかという不安材料をどんどん、どんどん発表されるようなことをしていかないというのが管理側の体制とリスクをどういうふうに減らしていくかということでどういうふうにしていくかということをしていかなければいけないということであって、我々側の不安をより一層やっぱりあおっているのは、そういういまだにまだ東京電力さんは自分たちがこうやって決めてやつたら、それでオーケーで、みんなが大丈夫で、自分たちが一番間違いないことしているのだということをかたくなに守ろうとして、結局別なリスクの軽減策を考えないままに進めていったと。何年間も凍土壁のやつを進めていたというような体質があるのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺は何で事前に、もっとここまでぎりぎりせっぱ詰まらなくてちゃんとと考えられたと思うのですけれども、そういうところに対しての考え方というのは基本的に何も変わらないまま進んでいるのか

言わないとやらないのか、その辺はどういうような感覚で物事を進めているのですか。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副所長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） ちょっとお答えします。

まず、地下水のコントロールを陸側遮水壁だけに頼ろうとしたのかということにつきましてすけれども、陸側遮水壁は1つでございます。さらに、サブドレン、また地下水バイパスというのをやってございます。この3つと、さらに建屋の中の滞留水、これをくみ上げるポンプも複数つくった。この3つプラス1つで、我々は、私どもは地下水と滞留水のレベル管理は十分できるというふうに理解してございました。

ただ、規制庁等のご議論の中で、それでもなおかつさらに可能性がゼロとは言えないだろうということがございましたので、一番安全があります海側を閉じるという規制庁様の案でございます。こちらを採用させていただいたということなので、私どもかたくなに我々の方式でなければいけないということで今までできたわけでございませんで、結果としましても、規制庁様のご意向に沿ったような形になったということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 起こってはいけない爆発と、起くるはずがないようなことでも、結果として起こってしまったということの認識のもとに、今回のこれも外に漏れたらまたどんなことになるのかということは、もうそういう不安感というのはずっと伝えていたはずなのですけれども、それをちょっと少し自分たちの考えていることだけで、限りなく100%に近づける方策をきちんとやっぱり考えていくということを現場サイドではなくて、外側にいる人はきちんとそこを管理していかなければいけないということだと思うのです。

だから、ちょっとこのロードマップとは別なのですけれども、先ほど石崎代表のお話の中にもあったように、今回の燃料デブリのところの件に関しても、わからなかったとかということではなくて、きちんと現場ではないところでマニュアルとかそういうものをきちんと管理をするし、それをゼロにしないようにしていくという体制が基本的にできていない。少しでも東京電力さんが、安心して我々が東京電力さんが一生懸命やっているということを、昔の信頼は絶対戻らないのですけれども、少しでもそれをもとに戻そうと思うことであれば、そういうことがきちんとされていないような状況で信じろと言われても、やっぱり信じられないのです。そうなってくると、やっぱり今あの状態で安定している、安定しているとは言っても、発電所の中から放射能がまた飛び出るのではないかというふうに思うのが心情だと思うのです。それ、全然管理できているというような状況に今至っていないのですけれども、そういうところの分担というか役割のところというのは、どういうふうにしているのかというふうに、今後ともどういうふうにしていくかとしているのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君）　遠藤委員ご指摘の点は、非常に深く反省しているところであります。

一方、廃炉作業を進めるに当たっても、東京電力だけで今勝手に進めているわけではありません。それは規制庁、規制委員会と相談をし、ご指示を仰ぎながらやっている。場合によっては、国内外のいろんな知見を研究者の方からもお力をいただきながら進めておりますので、今後ご指摘のような管理不行き届き的なものはないようにしっかりと反省をして、これから皆様にこれ以上ご心配をおかけしないように努力してまいります。そういうことで、何とぞご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君）　そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君）　2点ほど質問させてください。

1点は、今の3番委員と同じ遮水壁の質問です。多分今の説明でわかったような、わからないようなという感じだと思うのです。海側遮水壁をとめる。それから、陸側をとめる。この建屋内の水位の上がり、下がりを見る。結局このマンガ図の説明が海側をとめたら水位が上がる。結局川をせきとめたら水がだんだん水かきがふえてくる。その論法でふえてくる。ふえたらば、建屋内の汚染水もふえる。陸側をとめてこの中を多分コントロールする。地下水が下がり過ぎてこの圧力容器の中に入った汚染水、これが上に出てくると多分こぼれしていくとか、そういうような論法なのかなと思うのだけれども、この中の汚染水を陸側凍土壁を凍らせないでうまく上がり、下がりをコントロールできるのかどうか、テクニック的に。その辺が知りたいのが1点。

あともう一点は、この8分の2の左下の敷地境界線の線量、年間1ミリシーベルト未満の達成とあるのですけれども、汚染水をためるタンク、溶接型の鋼鉄製ではなくて法兰ジ型の鉄製、このタンクからその中に入っている汚染水とタンクの鉄、これが化学反応を起こしてなかなか下がらない要因だというのがあるみたいなのですが、その2点を詳しく説明してください。

○委員長（渡辺英博君）　塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君）　済みません、1つ目のご質問なのですけれども、こういう理解でよろしいでしょうか。

陸側遮水壁がない場合でも、地下水と建屋内の水位コントロールは可能だったのか。

○副委員長（安藤正純君）　そうではなくて、海側を最初とめる。水位を見ながら陸側でコントロールする。2番目に陸側。海を1番目、2番目が陸側で、とめたときに水位を見ながらとめたり、緩めたり、水位のコントロールはどこでやるのですか。

○委員長（渡辺英博君）　塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君）　ありがとうございます。わかりました。

水位のコントロールにつきましては、建屋の周りの地下水につきましてはモニターが各井戸につい

ています。また、建屋内の各部屋にも、レベル計またポンプがついておりまして、地下水の一番高いところと建屋内の水位の一番低いところをよく見て、自動であるレベル、例えば今ですと80センチというレベルですけれども、必ず80センチだけ地下水が高いようにレベル計とポンプで調整しております。

さらに、例えば規制庁さんの指摘のとおり、急激に陸側地下水が下がった場合どうするのかという話につきましては、地下水に水を注水するような設備も設けております。これによって、地下水を高めることもできるように、そういうことで対応することでご了解いただいております。

2点目でございますけれども、フランジ型タンクの汚染水につきまして、化学反応を起こしまして、その結果線量率が下がらないのではないかというご指摘かと思います。こちらは、化学変化があるかということにつきまして余り、さび等は当然あるかもしれませんけれども、化学変化を置いておきましても、線量率はその鉄の厚さで決まってきます。要は遮蔽ということです。汚染源は汚染水です。鉄の厚さでこのぐらい放射線の出る量が減るわけでございますので、その関係は特に変わらないと考えております。現在そのフランジ型タンクにつきましても、ストロンチウム処理水が入っているわけですけれども、そういうものにつきまして順次A L P S等を使いまして、トリチウムだけの水に変えるというような対応をしてございます。そういうことですので、特段その化学変化ということは気にされなくていいのかなと思っております。鉄の厚さが変わらなければ、遮蔽効果は変わらないということでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 地下水のその工程、これは今ポンプとかあとはレベル計の関係で調整できるということで理解したのですけれども、ということは、例えば溶融燃料がどの位置にあって、例えば絶対その溶融燃料よりも地下水が下回ることがない。結局むき出しにならないよというその根拠、そういうものを東京電力はつかんでいて、必ずその燃料は冷やされている状態にあるよということは自信持ってその水位のコントロール、それができるということは断言できるということでよろしいのでしょうか。

あともう一点。もう一点は、このタンクのほう。タンクは、ということは鉄の厚さが問題であって、順次交換ということで、最終的にはそのフランジ型は溶接型に交換するよということでよろしいのでしょうか、この2点です。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） まず、初めの溶融燃料の位置、デブリです。これと、建屋内の滯留水の水位ですけれども、残念ながら滯留水の水位は、デブリ燃料よりも必ず上だということはございません。今そのデブリ燃料の冷却につきましては、圧力容器の上から水を散水するということで冷却しております。

地下水は、それと関係なくたまるところまでしかたまらないという状況。たまるところまでしかたまらないとはどういうことかというと、そのレベルのところでどうも格納容器に穴があいているのだと思います。それ……

〔何事か言う人あり〕

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 済みません、8分の2ページを見ていたいのですが、8分の2ページに1号機から4号機までの断面図が書いてあると思います。格納容器内の水位がそれぞれ違っています。これどういうことかといいますと、事故に伴いましてその格納容器の気密性が失われたところで水が抜けているということでございます。

この図中の中で、ピンク色のところが溶けて固まりました燃料デブリでございます。1号機から3号機までの全てですけれども、一部につきましては汚染水、滞留水の上にあるということでございます。こちらにつきましては、問題ではないかという話につきましては、循環で注水というのが建物の左のほうから入っていると思いますけれども、上のほうからスプレーで満遍なくこれにかけまして、冷やしているというのが現状でございます。こういことで、建屋内の水位の管理と冷却の話は別物だということでご理解いただけたらと思います。

2つ目でございますけれども、タンクにつきましては、ご指摘のとおり法兰ジ型タンクにつきましては、準備ができましたら溶接型に順次かえていくということで現在は進めております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 説明で理解はできました。

しつこいようだけれども、例えば地下水の関係で満たされなくて、この下のからからになつても、注水で冷却しているから冷やすことに関しては問題ないよという説明でよろしいのですね。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） そういうご理解でよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 福島第一原子力発電所の構内配置図見てください。これ、数年前も質問したのですけれども、この瓦れき、野外集積の写真上から3枚目か。あと5枚目。5枚目は、雪の白さんだかちょっとわからないけれども、それとあと伐採木の野外集積。飛散関係等、特に伐採木は自然に虫関係、カブトムシとかクワガタとか、そういうものが卵を産んで、次の年にふ化してよそに飛んでいったときの虫がセシウムないし放射線量かぶったやつがよそに飛散するのではないかという質問したのですけれども、写真見る限りそういう手だてしている様子ないのだけれども、部分では伐採木の一時保管槽とか、あとは覆土したとかという写真もあるのだけれども、特にこの双葉町さん

寄りの西側、3カ所ぐらいは伐採木という名称で保管場所あるのだけれども、これは端のほうで飛散防止関係やらないままに野積みになっているのか、確認をしたいと思います。

それと、雑個体廃棄物焼却設備設置中になっているのですが、焼却設備、この雑個体というのはどこまで焼却する予定でいるのか教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 失礼しました。この関係でございますけれども、虫等の関係につきましては、松くい虫等を含めまして殺虫剤の散布につきまして定期的にやらせていただいております。

また、伐採木そのまま野積みにしておきますと、腐食等で熱を持つ可能性があります。そのためにある温度になりましたら散水、水をまくというような対応をとらせていただいております。現状野積みであることは事実でございますけれども、そのような対応をしているということであります。

もう一つ、焼却設備の対象でございますけれども、こちらは基本的には可燃物であればどれでも構わないのでございますけれども、今つくっております焼却炉につきましては、被服、タイバックとか手袋とか靴下、こちらだけで手いっぱいな状況でございます。将来的には、伐採木につきましても焼却をしなければいけません。こちらにつきましては、増設等を今検討している状況であります。

以上であります。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） これ、2年か2年半前ぐらいに質問しているのだ。これ、早急に温度が上がったら自然発火しないように散水するとかではなく、散水すれば湿度が上がり、湿度が上がればふ化の効率もよくなるわけだし、温度が上がって死滅するわけでも逆にないと思う。そこら辺をよく頭に置いて、敷地の中から飛散しないような考え方を持ってもらわないと、飛散しないように。

瓦れきの答弁ももらっていないのだけれども、瓦れきのこれただ集めて野積みになっているのだが、飛散防止で防止剤、グリーンコートというのか、あれ。飛散防止剤吹きつけているのだからちょっとわからぬけれども、写真上。そこら辺はどのように考えて、どのように手当てしているのですか。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 雜固体等の管理、またこの伐採木もそうですけれども、定期的にダスト濃度をはかって、ダストの飛散の有無を確認しているということでございます。

また、雑固定につきましては、放射性物質の汚れぐあいに応じまして非常に線量の高いものにつきましては遮蔽のきいた建屋に入る。また一方では、一番低いものにつきましては、大変申しわけないのですけれども、野積みの状態になっているという状況でございます。いずれにしましても、付近ではダスト濃度をはかって影響がないことを確認しているという状況でございます。将来的には、全ての廃棄物をそういうしっかりした建物に持っていくという計画がございますけれども、事故以降

非常に発生したごみ等でございます。なかなかそういう状況にならないということでございますけれども、徐々に、徐々にしっかりした建物に持っていくべく対応しているという状況であります。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 石崎さん、これ国の環境省所管の除染工事というのは、伐採木であっても瓦れきでも、自然的に集積して野積みにしているところはどこもありません。みんな1次破碎ないし2次破碎して、フレコンとかそういうものに詰めて、そしてシートをかぶせて保管する、そういうやり方しているのが現状です。やはり高濃度の場所だということもあるのでしょうかけれども、一応今の説明は聞きましたけれども、絶対的に飛散しないようにするには、今言ったようなやり方をとらないとまずいのではないか、どうです。

○委員長（渡辺英博君） 最終ですので、しっかり答弁お願いします。

石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今ご指摘の点は非常に大事な点だと思っています。とにかく私どもまだ敷地の中は危険なところもありますけれども、敷地の外の皆さんにご迷惑をかけないようにするというのが今喫緊の課題だと思っております。

今委員からご指摘の点も踏まえて、早急に対策を講じていきますので、具体的には伐採木は早く増設の焼却施設をつくって燃やすということが抜本的な対策につながっておりますけれども、そういうことも含めて、それからそれまでの間の対策も含めてこれからしっかりやってまいりますので、どうぞご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、その他賠償でも何でも結構ですので、東京電力にご意見あれば

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） まだ2番です。

8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） このところ東京電力が判断基準を見過ごし、福島第一原発事故発生時にこの炉心溶融、メルトダウンですよね。あれだけ新聞報道で、数日後には……

○委員長（渡辺英博君） 黒沢委員……

○8番（黒沢英男君） その他で……

○委員長（渡辺英博君） 付議事件3、原子力事故当時のここでやりますので、メルトダウンの件は

○8番（黒沢英男君） その他で私やりますからということで念を押したでしょう。

ということで、炉心損傷、メルトダウンということをわかっていてこの問題、この言った炉心溶融

ということわかっていて、炉心損傷ということを説明し続けたということは、これは非常に今までの体制の体質というか、東京電力の体質が問われる問題だと思うのです。この説明が、当時ですから、平成23年11月23日の事故の、東日本大震災の事故の発生後の原発事故が起きたということなのですが、そのときはこのメルトダウンという例え表現を使うと、非常に混乱を起こすということがわかつっていたから、この炉心損傷という言葉で言い続けたのかどうか、その辺その後段でいろいろとマニュアルを作成した人物は、炉心損傷が炉心溶融の基準があることを知っていたはずだというふうに触れられているのです、専門家から。なぜそれをわかっていないながら炉心損傷という言葉で言い続けたのか。今この5年経過した後、初めてこのメルトダウンだという言葉が出てきたのだ。私、これはこの新聞の報道、テレビ報道を見たときに、あれ、これは完全な隠蔽体質、もうずっと言い続けられたこの体質が続けられているのかなということを感じたのですが、その辺の石崎代表、この記事のちょっと説明お願いしたいのですが、事実はどうなのかどうか、この辺ちょっとお伺いします。

○委員長（渡辺英博君） その前に、ただいま賠償の件、ちょっと取り下げまして、付議事件2を終わりまして、付議事件3、福島第一原子力発電所事故当時における通報・報告状況についてを議題といたします。その中で、8番委員の発言があったということで理解お願いいたします。

それでは、石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今委員からご指摘の点、体質が問われていると、これはもう本当に重く受けとめております。

ただ、今のところわかっていることと、それからどうして経緯も含めて原因がどうだったのかという詳細につきましては、先ほど冒頭で申し上げましたように、第三者も入れた調査を早急にやって、その見解をきちんとご報告をさせていただきますので、きょう私の立場としては、今現在わかっていることだけちょっと申し上げますと、端的に申し上げますと、津波で全電源喪失して、中央操作室、制御室、これも停電をしてメーターが読めなくなったということで、そのメーターが復帰したのが3.14の朝5時ごろだと。そこで、初めてメーターを読んで、その当時の炉内の線量率等々から判断すると数十%になっていたと、損傷割合が。そうすると、そこで初めて溶融しているということを会社として判断できたというのがこの間の発表の内容でございます。

では、それまで何でわからなかったのかといいますと、やはり全電源喪失をしてメーターが読めなかつたということが一つの原因だと言えると思います。ちょっとそれ以上は、第三者を入れた調査をしっかりとした上で、ではそもそも5%損傷を超えるとメルトダウンといいますか、そういう判断をするという社内のマニュアルを何でわからなかつたのかというのは、これはもうやっぱり皆さんそれがまた5年もたって何でわかつたのかというのは、これ当然のご質問だと思いますので、そういうことも含めてしっかりと調査をして、発表させていただきたいと思います。

もちろん責任者の処分も含めてしっかりと検討した上で、できるだけ早くご報告させていただきますので、何とぞご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君） 8番、よろしいですか。

黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 東電は、マニュアルは社員教育などに使われていて、原発事故当時は別な手引に従い対応していたというふうに付記されているのですが、この辺のなぜこのマニュアルどおりにやらなかつたのか。別な手引に従い対応していたというこの問題です。この辺がどうなのかというのが、これからいろいろ専門家の間で議論されると思うのですが、電力のこれから体制として、今までこの社員教育とかマニュアルとか、全て徹底した教育をしているわけですが、この当時ですから、この当時といつても、やっぱりその前に相當ないろんな事故の損傷とか何かがあつて、この教育の徹底と、マニュアルの徹底ということをうたわっていたわけですよね。ここで、なぜこの社員がこういうふうな原発事故当時は別な手引を用いていたということになっているのか、そこだけ最後に伺っておきます。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） そういうご懸念、ご疑問ももうおっしゃるとおりだと思います。

そういう点も含めて、第三者を入れた調査をしっかりして、責任問題も含めてきちんとした上でご報告させていただきたいと思いますので、何とぞもう少しお時間いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○8番（黒沢英男君） 最後、ぜひこの報告は、この当委員会でいつでも結構でございますから、結論が出次第報告願いたいと思います。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。ないですか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 本部長、今の問題で一、二年前に国会事故調とか政府事故調というのありました。その国会事故調、政府事故調の報告書の中にも既にもう1日目、2日目の夜にはメルトダウンというのでは出ているのです。

ですから、確かに今本部長言うように、原因調査しますと、その答えしかもう出てこないのがちょっと残念なのだけれども、当然メルトダウンに関しては、発表する気があればもう1年も2年も前にこういう発表をできたのではないかと。政府事故調、国会事故調の結果からもう既にわかっていたことではないかと私は思うのですが、その辺はどう思いますか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今のご指摘、もう反論の余地もございません。

とにかくなぜそういうことになったのかということは、しっかりとこれから調査して、処分も含め

てきちんとご報告させていただきますので、きょうこの場においてそれに対する回答を持ち合わせておりませんので、申しわけありませんが、何とぞ第三者を入れた調査の結果をお待ちいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 関連なのですけれども、今2人の質問に対して石崎代表の回答聞きました。

部分的には納得できるのですが、第三者委員会入れて調査しようが何しようが、やっぱり隠蔽していたということは事実なのです。その事実を認めないので、電力さん側は。わかった時点で、別なマニュアルを見て炉心溶融していない。損傷、損傷という言葉でやっていたのですから、もう例えばマニュアルが違っていたとしても、それは教育不足の中ですから、やっぱり隠蔽ととられても私はしようがないのかなと思うのです。まず、それをきちんと認めて、それから第三者委員会でもどこでも調査すべきなのかなと思うのです。恐らく調査したって同じ答えしか出でこないと思うのです、もう答えは出でているのですから。それが第三者委員会と言っているのは、私は逃げなのかなと思っていまして、ぜひ今までもう全てがそうですよね。間違いが起きれば、第三者委員会、第三者委員会、そういう回答でその先には進まないです。そういった、国もそうだし、電力側もそういう体質が現在も続いていると。

もう賠償の問題どこかで飛んでしまいましたが、賠償の問題でも何でもそうです。地域住民がこれだけ苦労しているのにもかかわらず、自分たちの考え方で頭からぶら下げる。もう国も、国と一つになってそうやってぶら下げる。何でそうなるのですかということを私は不思議でしようがないのですが、やっぱり悪いものは悪いとまず先にきちんとこういう席で認めるべきだと思うのです。第三者委員会で調査してあと報告します。それは、その後だと私は思うのですが、どうなのでしょう、石崎代表。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 委員ご指摘の点も、おっしゃるとおりだと思います。

とにかくこのようなことになったことは、もうまずはおわびするしかございません。その内容、どういう経緯でどういう原因で、誰に責任があったのかということは、ちょっと今現在わからないというのが正直のところですので、やはりきちんと調べた上で、それも東電だけで調べたら、これまた問題があると思います。これだけ信頼を失った東京電力だけで調べたことがまた公にするときに、手前みそなのではないかというご指摘を受けるのもこれまた必至だと思いますので、そういう意味で第三者を入れさせていただくということはご理解いただきたいと思います。

そして、とにかく皆さんにいろいろご不快の思いやご心配、ご懸念を抱かせてしまったのは、本当にもうとにかく申しわけなく思っております。重ねて申しわけありませんけれども、ぜひその第三者

を入れた調査の結果をもうしばらくお待ちいただきたいと思います。これは、わかり次第きちんとご報告をまたさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） ありがとうございます。

私は、起きてしまったことをどうだ、こうだ言う気はないのですが、起きてしまったことを、その答えが出てきた時点でやっぱりはっきり謝罪するものはしてもらって、誰が原因か、何が原因か、先ほど温度とかそういう電気がなくなったために14日まで全く中の状態がわからなかった。それは、私は事実だと思うのです。その後でその状態は確実につかんだはずですので、それがもう今5年がたとうとしているのです。だから、そういう中で出てきたというのは、やっぱり隠蔽ととられてもしようがない部分が多いのかと思うのです。そういう部分を今から調査して、誰が悪かった、どうだ、こう言っても、私は始まる問題ではないと思うのです。今後そういうことを絶対、隠蔽という形の言葉すらもう取り除くような状態で今から進めていただきたい。

一番は、やっぱりこの事故に伴って被災を受けている人たちに、どういう気持ちで私は接しているのかなという不信感を持つのです。さっきも言いましたが、賠償でも何でも、上からばさっと網をかぶせてやっているだけだと私は思うのです。賠償が少ないか多いかはいろいろとありますから、ただ親身になって被災者の言葉に耳を傾けて、同じく悩みとして考えてくれているのかという部分に私はちょっと理解できない部分あるものですから、その辺をこれからまだまだ分続くと思いますので、ぜひ石崎代表先頭にして富岡町の岡内に今度来てくれる、そういうことは非常にありがたいことなのですが、まず被災町村一つになって、一緒になってそういう被災した人たちに心から耳を傾けていただきたいと思います。要望しておきます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、せっかくの機会ですので、その他東京電力に賠償問題でも何でも結構ですので、ご意見あればお願ひします。

それでは、とりあえず東京電力のその他ということでお願いします。

茨木センター所長。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター所長（茨木久美君） 郡山補償相談センターの茨木でございます。前回の特別委員会におきまして、今後復興作業が本格化する中で、作業員の方の安全確認のために放射線の測定機器を購入した場合等、賠償の対象になるのかというようなご質問いただきまして、前回は基本的にはちょっと難しいというようなご回答をさせていただいておりました。ちょっと社内に持ち帰りまして確認してまいりましたので、ご報告申し上げたいと思います。

放射線測定機器の購入につきましては、新たに資産の取得という扱いになりまして、基本的には賠

償対象外ということにはなってしまうのですけれども、一律対象外とすることなく、そういう機器を購入しなければならなかつた目的であるとか必要性、合理性等を確認させていただいた上で、個別に対応させていただきたいと思っております。

過去の事例申し上げますと、震災直後に富岡町様におきましては、町民の方にお配りする機器をご購入された際に一部賠償させていただいたという事例もございますので、そういう事例等ございましたら、ぜひ郡山センターのほうにご連絡を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 復興本社が3月、来月に富岡に移転させるということですが、富岡町も29年3月以降を目標に帰還を目指しているところであります。そんな中、今町のほうもインフラ整備とか、ハード面では着々と進められているわけですけれども、富岡町が帰還した場合、避難者というのはそのまま引き続き避難している方も多くなることは予想されています。そんな、町のほうとしても、どうしても県内外だんだんと見る範囲が広がってきてているという状況であるので、なかなか今マンパワー不足という中で、人が少ない、職員もちょっと見切れない状況になってきているわけですが、東京電力さんとして、今後復興を進めていく上でこの人的な支援というのを考えいらっしゃるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） そういうご事情については、しっかり伺った上でどういうことができるのか、その時点でお答えをすることになろうかとは思いますけれども、一般論としては、当然できることはもう何でもやるという、そういう名目で復興本社をつくりましたし、実際実はほかの町の役場からもそういうご要請をいただいて、期間限定で社員を派遣をしたケースもございます。

ですから、具体的にご相談をさせていただきたいと思いますので、とにかくできることは何でもやると、そういうことでやってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） ありがとうございます。

今代表のほうからも、要請があればということですけれども、町としてはそんなお言葉を今いただいたのですけれども、ぜひ東電の社員の方にも人的に協力いただくといいのかなと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいま東京電力のほうからも力強いお言葉をいただきましたので、こ

れまでもいろいろお手伝いをいただいておりますが、さらにお願いするときがございましたらお願ひしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 大変失礼ですけれども、ただ人を送り込むというだけではなくて、ぜひ例えれば富岡の町民で、社員の中にも富岡の町民の方もいらっしゃると思いますし、富岡に非常に思い入れの強い、そういう人材をやはり必要かと思いますので、その辺も含めてぜひご協力いただければと思います。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

○2番（早川恒久君） はい。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 郡山センターの茨木さんに質問させてください。

何かあれば郡山センターのほうにお電話ということだったのですけれども、本宮で事業をやられている方が営業損害のことで郡山センターに電話しました。そうしたら、電話が即東京につながります。足を運びました、事務所のほうに。そうしたら、本宮は福島が担当だということで断られました。この会議で、あたかも町民の方に寄り添うというような発言があるのだけれども、実態は敷居が高い。あなた方がやっていることは、本当に町民に寄り添っていない。一極集中型というか、出先はあるのだけれども、もう東京対応、こういうものが目に見える。やはり先ほど言ったように、かゆいところに手が届くではないけれども、本当に困っている人、営業損害1年プラス1年で悩んでいる人はいっぱいいますから、こういったところを実際にいわきとか郡山とかに足を運んでどうなっているのか聞きたい、いっぱいいます。そういうときに、まず東京に電話は流さない。担当区域、これは東電の中で決めていることであって、あなたは福島だよと言われても、まず来た町民の方には誠意を持って応える、これをやってほしい、これが1点。

もう一点は、土地、建物の賠償、これで支払い上限額というので、皆さんのがやはりいっぱい使いたい、これ誰でも本音です。残さないで使いたい。しかし、満額使って例えばマンション買ったり、いろいろ苦労されてやっていますけれども、その後で維持費がかかります。税金が来ます。そういうものは、この賠償額には含まれない。であるから、町民の方からこういう意見出ました。支払い上限額の90%くらいを領収書そろえれば、あの10%くらいは手元にないと、後々の維持費が困る。現金がないから、あと税金どれくらい来るのだろうとか、全くこの年金生活、80代くらいの世帯主の方が家を建てた後、年金でこの家維持していくのだろうか、そういう人もいます。そういうことを考えたときに、支払い上限額の9割を領収書そろえれば満額支払いますよとか、そういう新たな考え方を持ってもらいたい。その点が2点目。それについてお答えください。

○委員長（渡辺英博君） 茨木久美センター所長。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター所長（茨木久美君） 弊社の窓口や電話の対応についてご不快な思い、また不手際がありましたこと、大変おわび申し上げます。

電話につきましては、基本的に私どももコールセンターというところにまずは一旦お受けして、そこから必要に応じてというか、お伺いする場合にはこちらのほうからご連絡をさせていただくというようなスタイルをとらせていただいております。もしくは、窓口の対応という形でやらせていただいておりまして、そういうコールセンターと例えば拠点の窓口や私どもセンターのメンバーとの連携というのは、本当に心がけているつもりなのですけれども、なかなか至らない点がありまして、本当に申しわけございません。私ども一応はエリアということはあるにはあるのですけれども、窓口にお越し頂いた方について、どこにお住まいだからお受けしませんということはもちろんございません。ですので、そういうエリアについては、基本的にはないものというふうに思っております。窓口にお越し頂けない方につきましては、ご連絡をいただければこちらのほうからお伺いして対応させていただきたいと思いますので、もし具体的にお困りの方いらっしゃいましたら、本当に私のほうに教えていただいて、こちらのほうからコンタクトとらせていただいて、対応させていただきたいと思います。本当に申しわけございません。

それから、2点目の土地、建物につきましては、住居確保損害ということで、賠償上限額を設けさせていただいて対応させていただいております。今維持費がかかるというようなところ、本当にそのとおりあれだとは思うのですけれども、私どもも賠償の仕組み、弊社だけでその仕組みを構築しているわけではなく、国等のご指導もいただきながらというところで、ベースはやはり中間指針というものをベースにさせていただいておりますので、ちょっとそういう維持費まで賠償できるかという点につきましては、大変申しわけありません。今ここで対応しますということが申し上げられないこと、本当に申しわけなく思っておりますけれども、どうぞご理解をいただけたらと存じます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 1点目、住民の方は、コールセンターに電話したのではないです。郡山センターに電話したのです。東京のコールセンターと郡山の相談センター、これは電話番号違うのです。郡山の補償相談室に電話したにもかかわらず、東京につながるのはどういうことなのですかということなのです。その辺がちょっと勘違いだ。だから、郡山に電話がかかってくれれば、まずは東京で、そういう敷居の高いことは言わないでください。ちゃんと対応してください。

あと、エリアは設けていないと。設けていないのであれば、福島エリアのお客さんでも、郡山エリア同等に扱ってください。

あともう一点、住居確保損害にまつわる今の上限額、確かに指針で決めたことです。指針で決めた枠内の金額の中で建物を建てた場合に、私枠内の金額プラス維持費を出してくれではないです。枠内の金額でマンションとか、例えば住宅を新築購入したと。その後、維持費がかさむのでということで、

別枠で下さいという発想ではないですから、これ。勘違いしないでください。東京電力で対応できなければ、今運用の中でこういう弊害が出ているということを原賠審のほうに申し上げたり、今まで今センター長が言うようにいろんなルールでやってきたけれども、例えば家財にしたって、高価なものは仏壇とかピアノと決めていたけれども、どんどん、どんどん運用の中でやはり被害者の意見を取り入れて衣類とか、たんすとか、いろいろやっているはずです。そういうふうに町民の人の悩みを聞く、これも大切だと思うのです。その辺の考え方があるかどうか、もう一回お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 茨木センター長。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター所長（茨木久美君） 先ほど郡山センターに連絡したにもかかわらず東京にかかってしまったという点なのですけれども、今郡山センターでは代表電話というものがございませんというか、それがコールセンターというところになってしまっておりまして、まずは東京のコールセンターのほうにご連絡をいただきて、そこから郡山センターのほうにつながるというような形に今現在はなっております。

そういうことで、私ども例えば名刺をお渡ししたときに、その電話番号見てご連絡をした方が郡山センターに連絡したつもりが実はコールセンターだったということになってしまって、ちょっとそこが大変わかりにくいというか、そういったところについては、大変申しわけなく思っているのですけれども、コールセンターにかかっても、郡山センターにかかっても、それは弊社の中でしっかりと引き継ぐということで徹底してまいりたいと思っております。

それから、2点目の住居確保損害につきましては、確かに上限額の中のお話ということは私も理解しているつもりでございます。ただ、その中で実際にかかった費用ということが基本的にはこちらのほうの賠償額ということになっておりまして、もちろん上限額の中で一旦賠償させていただいても、その後で何かまたかかれば、その上限額の中でお支払いするということは、もちろん今も対応しているところなのですけれども、そのかかった後の継続的な維持費用というところにつきましては、今対象外ということに現在はさせていただいております。申しわけございません。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 私は、代表電話つけていないから東京のコールセンターにつながる。それは理屈わかっています。東京のコールセンターは、派遣社員とか賠償に関しては全くわからない素人が多い。だから、話が1から、ゼロからやらないと進まない。なぜ郡山では、町民から直で受けられないのか、そういう質問です。弊社ではこうなっていますから、それを変えてくれという話なのです。今のスキームがどうであるかという質問ではないのです。本当に寄り添う気があるのかという質問なのです。

あともう一点、その経費は賠償額に入っています。これわかっています。私は、例えば安藤なら安藤が3,000万円の上限額があれば、3,000万円までは使えるのです。それを9割、2,700万円ぐらい使

ったら、300万円ぐらいはその後の維持費、東京にマンション買えば維持費もかかる。そういった維持費というのは、賠償額に入ってこないから、そういうものを考えるお客様というか、町民の方からこういうものも考えてほしいという要望があるので、原賠審のほうに申し上げてくれませんかの質問なのです。今このようになっていますというそういうことを聞きたいのではないのだ。東京電力がやる気があるかないか、ここが聞きたいのです。もう最後だから。

○委員長（渡辺英博君） 茨木センター所長。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター所長（茨木久美君） 電話の件につきましては、本当にまことに申しわけございません。今現在は、本当にそういった運用になっているのですけれども、実は今窓口開設している中で、実際に窓口にいらっしゃる方かなり減っております。そういうことで、私どももやはりその賠償に対する姿勢を変えていかなければならないのかなというふうに思っておりまして、窓口でお越しいただくのを待つのではなくて、こちらから出かけていくというような体制を今構築しているところでございます。そういったところでは、例えば予約制の電話を設立するというようなことも考えてございます。ですので、ちょっとその体制が整うまでいましばらくお時間をいただければと存じます。まことに申しわけございません。

それから、住居確保の賠償の考え方につきましては、本当におっしゃるところも理解はしているつもりなのですけれども、私どももやはり国ですとか紛争審査会のその指導によってやっているというところもありまして、そちらのほうに弊社のほうから意見を申し上げるというようなことができるのかできないのかと、実際のところを申し上げますと、今現在はちょっと難しいかなというふうに思っております。まことに申しわけございません。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 同じく住居確保損害なのですが、ちょっと確認したい件がありますので。

住居確保損害に関しては、もう最初のころは何もありののような形だったのです。現在はかなり厳しくなって、私この間もちょっと聞かせてもらったのですが、例えば上限が5,000万円あったと。その中でうちを購入したり、つくったりして4,000万円かけたと。あと1,000万円残っている分は、富岡町のうちを直して使えるようにするのもいいのですかという話をちょっと聞いたら、今はなかなか厳しくなって、例えば購入したらそこに住むという判断に達しているから、なかなか難しいよという話も出たのです。その点と、あと先ほど地価の高騰で平米3,000円上乗せになったということで、それは全員に出るのか。それとも、話に聞くと使い切った人には乗っからないよと。もう終わったと、終了したという考え方だということも聞きますので、その辺はそうなのか。本来であれば、賠償ですので、地価の高騰とかそういうのは当然おくれてくるものですので、使い切ってもその部分は乗せるべきなのかなと思うのですが、その2点。

あとは、先ほどの機器の購入、いろいろ個別に相談を伺って出せるものは出しますよというような

回答だったと思うのですが、その辺が曖昧で、いろいろ語弊が生まれるのです。だから、例えば営業で使う場合はだめですよと。個人的にやっぱりセシウム、放射能の怖さでそういうものを購入して自分ではかるのだよというものに関しては、100%出ますよとかときちんと決めてもらわないと、私も困るわけなのです、いろいろ町民から言われますので。だから、その辺を余り曖昧な言葉で濁さないでほしいと。その3点。

あと、先ほど出ましたが、人的支援。人的支援で東京電力さんに建物内部の片づけとか、あとは要は草刈りとか、そういう部分でごく人的支援受けて、その点はすばらしいものだなと思って私も評価しているのですが、もう震災から間近5年たつということで、困難区域以外の場所は割かし自分たちにちよこちよこ帰るものですから、草とかそういうのも余りないということで、困難区域のほうは余り行く回数も少ないし、当然たまに行って自分の入り口を草刈りをして整備して入るというと、もう1日でも余すような場所がいっぱいあるのです。そういう人たちが入り口の草刈りをお願いしたりして、電力さんは真摯に受けとめてやってくれているとみんなから聞いてはおります。ただ、ちょっと時間がかかり過ぎるという点があるみたいなのです。例えば2週間後に帰ってみようかというときに、許可申請して帰れるようになっても、そのときにもう頼んだのでは遅いと。2カ月も3カ月も前に予定を組んで頼んでおかないと、なかなか自分たちの数字には合ってこないという悩みがあるみたいなのです。そういう部分をもう少しスピーディーにお願いできればありがたいなと思って、その4点ちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 茨木センター所長。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター所長（茨木久美君） まずは賠償の3点について、私からご回答させていただきたいと思います。

まず、1点目の住居確保損害の賠償について、上限額が5,000万円で今現在移転を、例えば郡山にうちを買われたときに4,000万円使って残り1,000万円が残っているというときなのですけれども、もし郡山からまた富岡のほうにお戻りになって、その富岡のおうちを整備するといったときには、残りの1,000万円上限額の範囲でそれは賠償は可能でございます。もしそういった誤った案内をしたとすれば、ちょっとしっかりご事情もお伺いした上でもう一度ご回答させていただきたいと思うのですけれども、基本的には帰還のときに帰還先のおうちを購入するとか、整備するといったようなところについては、賠償金の対象となります。

それから、2点目の地価の見直し、土地の価格の見直しの件でのご質問につきまして、先日プレス発表をさせていただいておりますけれども、1月28日に紛争審査会が行われまして、その時点で土地の価格の見直しが決定されております。それを受け、弊社のほうでプレスリリースをさせていただいたわけなのですけれども、その際ではどこからその新しい価格を適用するかというところにつきましては、1月28日というその紛争審査会で決まった基準日というのがありますので、それ以降に新たに申請される方が対象となります。ですので、大変申しわけないですけれども、その時点で賠償

が完了している方につきましてはそこで終了というか、新たな土地で再計算して上限額を再計算するということはございません。ですので、あくまでもその基準日、1月28日以降に申請いただく方が対象となります。

先ほどのように、例えば上限額が5,000万円、そして今使っているお金が4,000万円、残りが1,000万円ありますよといった方につきましては、当然その1,000万円の残りの部分の申請をいただくことがございます。それが1月28日の基準日以降であれば、その方につきましては上限額の見直しはさせていただきます。ですので、1月28日よりも前にその上限額を使い切ってしまったというか、上限額をお支払い完了してしまっている方につきましては、新たな価格は適用の対象とはなりません。申しわけございません。

それから、3点目の機器の購入につきましてですけれども、先ほども申しましたように、基本的には新たな資産を購入されたということで対象外とさせていただきたいと思うのですけれども、例えばどうしてもその顧客の方であるとか、自治体であるとか、そういったところからそういう測定がないとやはり前に進まないといったような、そういった場合そういうご事情があれば、個別に対応させていただこうということでございまして、なかなかその類型的にというか、こういう場合は対象になりますよということがちょっと申し上げられないのは大変申しわけないですけれども、まずはそういった事情をしっかりとお伺いした上で社内でも検討し、対応させていただきたいと存じます。本当に明確な回答になっておりません。本当に申しわけございません。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 岡田復興推進室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（岡田健治君） 復興推進室、岡田でございます。4点目のご質問につきまして回答させていただきます。

私も復興推進活動ということで、関東からの社員含めまして通称10万人プロジェクトと申しておりますが、まさに草刈りですとか家の片づけ、進入路の除草等々やらせていただいております。今、委員からのお話でございますが、二、三ヶ月まで予定が埋まっていて、なかなか即座に対応していただけないという話でございます。確かにたくさんの今各自治体からご要望をいただいております。皆様からご要望をいただいておりまして、私ども体制的には今各自治体様ごとにグループを編成いたしまして対応させていただいているところでございます。各地域等も大変なご依頼をいただいておりますが、個別にご事情を伺って、例えば計画的に1週間後に予定しているものが先倒しできるのであれば、そこに大変緊急的に急いでおられる方の作業を組み込むということもできますので、ぜひそういった帰還の予定があるですか、といったご事情を伺えれば、できる限りの対応をさせていただきたいと思いますし、それから私どもの支援人数が足りないときは、我々室内の応援もいたしますし、関東からの面々も隨時融通しながらしっかりと対応させていただきたいと思いますので、申しわけございません。一律にその二、三ヶ月という返答をする場合がもちろんございますが、ぜひお困りのご

事情はあわせてお聞きできれば、できる限り対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） まず第1点目、住居確保損害、説明でわかりました。これ、自分でちょっと別な事情で来た方にそういう質問したら、今はなかなか難しくなって、いわきにうちを購入すれば、もういわきで永住するという考え方立つものだから、なかなか今度富岡とかそういう部分に戻るよといったときに、出せるかどうかちょっと難しい状況もありますという回答が来たのです。これ、実際にいわきでです。今確認させてもらったその件は、今答弁してもらったとおりであれば、それは結構です。

あと、土地の高騰の上乗せなのですが、それも説明ではわかりました。ただ、1月28日ですか、それ以前にもう全部使い切った人というか、一応使い切れば終了という形になるのでしょうかけれども、そこに上乗せにならないということは私は非常に残念なのです。みんな同じだと思うのです。それだったら、かえって上乗せなんかしてもらわないほうが問題起きないです。何でここに来てそういう問題起こすのですかと。数からいっても、上限額まで全部使い切って完了したという人は、まだまだ少ないのかなと思うのです。そういう人もきちんと救済しないと、やっぱり終わった人たちからいろいろ異論が出てきますので、ぜひその辺は賠償審査会に物申せるのは多分東京電力さんの賠償係のほうが物申せるのかなと思うのです。そういう場があるのかと思うのです。そういう場でじゃんじゃん今後上言していただきたいと。

あと3点目なのですが、今の言葉だと行政とかそういう部分から問い合わせ、申し込みあった場合には、個別に対応できる部分もあるというような答弁かと思うのですが、先ほど誰だか質問した中身だと、前に。それは、多分個人的な話を聞いたのだと思うのです、私は。だから、もう個人的なそういう機器の購入は、一切財産としてみなしますから認めませんよとはっきり言っていただければわかるのです。すごく答弁がわかりづらい。

あと4点目に関しては、非常に人的支援してもらって、恐らく被災した方々は大変喜んでいるのが実情だと思います。ただ、進入路の草刈りについては、先ほど言ったような感じで、もう2カ月も3カ月も前から決めている人なかなかいないものですから、例えば今度の彼岸の中日とか、そういう部分に帰ろうとしていても、なかなかそこまで頭行かない人が多いのです。緊急に言ってくる人が多分にいるかと思いますので、そういう部分は個別に少し柔軟な形で対応していただければありがたいと思います。その点は要望しておきます。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

○10番（渡辺三男君） 要望でいいです。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、その他の東京電力の部分を終了いたします。

ここで、石崎代表始め東京電力の皆さんには退席していただきます。大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

暫時休議します。

休 議 (午前11時47分)

再 開 (午前11時48分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

その他の件で執行部のほうからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、委員の皆様からございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、その他を終了いたします。

以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終わります。

大変お疲れさまでした。

閉 会 (午前11時49分)